

「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」一次答申(案)
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和7年10月4日(土)～同年11月4日(火)
案件番号:145210570

意見提出 10 件 (法人:4件、個人:6件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	個人1
2	個人2
3	個人3
4	個人4
5	個人5
6	NTT東日本株式会社
7	株式会社NTTドコモ
8	NTT西日本株式会社
9	楽天モバイル株式会社
10	個人6

・第2章 検討の背景

意見	考え方	修正の有無
意見 1 ● 「卸先電気通信事業者に対して電気通信番号使用計画の認定を受けているか確認すること」という記載は、実際に認定を受けているか否かは関係ないと誤って読み取られるおそれがあるため、修正すべき。		
○ 答申案 5P 第2章 2-(3) 事業者への義務付け ・卸先電気通信事業者に対して電気通信番号仕様計画の認定を受けているか確認すること 変更案 ・卸先電気通信事業者に対して電気通信番号仕様計画の認定を受けていることを確認すること 変更案の理由 原案の表記では、認定を受けているかどうかを聞きさえすれば認定を受けているかどうかは関係ないと誤って読み取られるおそれがあるため 【個人3】	○ 御指摘も踏まえ、「卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること」と修正いたします。	有

・第4章 検討の方向性

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見2 ● 今回示された方向性を基に下位法令の整備を具体化していくことについて賛同。 ● 施行後は、実効性を評価した上で、犯罪利用の動向や事業者負担等を考慮しながら適宜見直されることが必要。		
○ 電気通信番号を用いた特殊詐欺が社会的な課題になっていることの対策として、電気通信番号制度の見直しに関する下位法令を整備していくことについて、今回示された方向性を基に具体化を検討していくことに賛同の考えです。 なお、今回の見直しの施行後は、その実効性を評価いただく必要があると考えます。そのうえで、電気通信番号を用いた特殊詐欺を含む様々な犯罪利用の動向や事業者負担等を考慮しながら、必要十分な規律となるように適宜見直されることが必要と考えます。 【NTT 東日本株式会社・NTT 西日本株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御指摘のとおり、総務省において、見直し後の電気通信番号制度を適切に運用するとともに、必要に応じて、電気通信番号を用いた特殊詐欺の態様等の変化を踏まえた見直しを行うことが望ましいと考えます。	無
意見3 ● 一次答申（案）の方向性に賛同。		
○ 「認定基準の追加」及び「事業者への義務付け」を行うことで、電気通信番号が悪意を持った事業者に悪用されることを抑止でき、利用者が安心・安全に利用できる環境構築に資するため、一次答申（案）の方向性に賛同いたします。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の有無
2. 申請者の役務継続性を審査するための申請書類		
意見 4		
● 「申請者の役務継続性を審査するための申請書類」について、申請者の過度な負担とならないよう、具体化いただきたい。		
○ 「申請者の役務継続性を審査するための申請書類」について、対応が申請者の過度な負担とならないよう、申請の簡素化及び申請書類の最小化を踏まえて具体化いただきたい。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 一次答申（案）p. 9に記載したとおり、申請者の役務継続性を審査するための申請書類については、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出を求めることが適当と考えますが、変更認定申請時においては、申請者の負担も勘案し、申請の簡素化及び審査の実効性の担保の観点から、申請書類を必要最小限とすることが適当であると考えます。 総務省において、今後、これを踏まえ、具体的な申請書類について検討されることが適当と考えます。	無
意見 5		
● 「申請者の役務継続性の確認」については、犯罪防止の観点から重要。「申請者の役務継続性を審査するための申請書類」について、検討の方針に賛同。		
● 役務継続性については、判断基準の透明性を確保することも重要と考える。		
● 申請に係る手続き全般について、申請書類を必要最小限としつつ、総務省において提出様式や記入要領等を準備する等、申請者の負担を軽減する方向で検討を進めてほしい。		
○ 電気通信番号使用計画の認定の際に申請者の役務継続性の確認が行われることは、当社としても、特殊犯罪等の犯罪防止の観点から重要であると認識しております。 その上で、事業者からの意見にあるとおり、役務継続性の判断基準等について透明性を確保することも重要であると考えるところ、そうした点を踏まえつつ当該確認に関する検討を進めて頂きますようお願い致します。 また、「電気通信番号使用計画の認定の申請書類として、具体的に、これまでの事業実績や今後の事業計画等に関する書類の提出	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御指摘のとおり、役務継続性の審査については、総務省が策定する審査基準により、判断基準の透明性が確保されることが重要と考えます。 ○ また、総務省において、今後、具体的な申請書類について検討を進めるに当たっては、その様式等についても、ガイドライン等により明確化されることが適当と	無

を求め、需要見込みや資金計画等について審査することを明確化する方向で検討を進める」とする点、及び「申請者の負担も勘案し、変更認定時の申請の簡素化及び審査の実効性担保の観点から、申請書類を必要最小限とする方向で、具体化の検討を進めることが適当である」とする方針に賛同いたします。 その上で、申請者の役務継続性を審査するための申請に係る手続き全般について、申請書類を必要最小限としつつ、貴省にてその提出様式や記入要領等をご準備頂く等、当該申請者の負担を軽減する方向で検討を進めて頂きますようお願い致します。 【楽天モバイル株式会社】	考えます。	
---	--------------	--

意見	考え方	修正の有無
5. 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法		
意見 7 ● 「役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法」について、要件及び確認方法を明確化いただきたい。		
○ 「役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法」について、事業者毎に対応差異が出ないよう、明確に要件及び確認方法を具体化いただきたい。 【株式会社NTTドコモ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法については、一次答申(案)p. 13及びp. 18に記載したとおり、事業者により確認結果に差異が出ないよう、ガイドライン等により明確化する方向で検討を進めることが適当と考えます。 総務省において、今後、これを踏まえ、ガイドライン等により、明確化が図られることが適当と考えます。	無
意見 8 ● 役務継続性の具体的確認事項について定めるガイドラインについて、早期に策定いただきたい。		
○ 電気通信番号制度の見直しにより卸元事業者には義務付けられる事項を順守し、卸契約を締結する際には卸先事業者に対して丁寧な案内に努める考えです。 対応にあたり、卸先事業者への適切な確認等を実施するための業務システムの改修等を行う考えであり、その準備に一定の期間を要することから、役務継続性の具体的確認事項について定めるガイドラインについて、可能な限り早期に策定いただくようご検討願います。 【NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社】	○ 御指摘のとおり、今後、総務省において、ガイドライン等により、役務の継続性があると認められる基準及びその確認方法を明確化する際には、事業者の対応にかかる準備期間を考慮し、適切な時期にその内容を予め公開することが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
6. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数		
意見 9 ● 卸元事業者が卸先事業者の事業計画等の確認義務を負わせることに賛同。 ● 卸元事業者が卸先事業者の役務継続性の有無を確認する際に、卸先事業者から役務継続性を証する書面の提出を直接受けるとされている点についても賛同。 ● 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数について、50番号以下とすることが検討されているが、この番号数はできる限り少なくすべき。		
○ 令和7年改正法において、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結・更新する場合、卸元事業者は、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認しなければならないこととされた。 また、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結する場合、卸元事業者は、卸先事業者の役務継続性の有無を確認しなければならないこととされた。 このように、令和7年改正法において、卸元事業者が卸先事業者の事業計画等の確認義務を負わせることは、日本弁護士連合会において、令和3年2月18日に発出した「電話転送役務の不正な利用を防止する法整備等を求める意見書」において、固定電話番号を管理し、犯罪利用目的等の探知に人的資源を割く態勢を保持することができ、かつ、犯罪利用目的の有無を判断するために必要な情報も集約されている卸元事業者が卸先事業者による電気通信役務の悪用の防止に主体的な役割を果たすべきであるとして、「電話転送役務提供事業者が固定電話番号を使用した電話転送役務を提供するに際しては、当該固定電話番号の使用につき、当該固定電話番号の卸元事業者による承認を得なければならないものとする。」を求めた趣旨に沿うものであり、賛成である。 そして、卸元事業者が卸先事業者による電気通信役務の悪用の防止に主体的な役割を果たすべきことからすれば、卸元事業者において、卸先事業者の事業計画等の確認については、直接、行うこととすべきであるから、一次答申（案）において、卸元事業者が卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無を確認する際には、卸先事業者より、認定証等の提出を直接受けるとされている点や、卸	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数については、一次答申（案）p. 19及びp. 20に記載したとおり、番号の効率的な使用や不適正な利用の防止の実効性と新規事業者に対する負担も勘案し、50番号以下と規定する方向で検討を進めることが適当と考えます。また、総務省において、当該番号数については、今後、電話番号を利用する特殊詐欺の態様等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うことが適当と考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
元事業者が卸先事業者の役務継続性の有無を確認する際には、卸先事業者より、役務継続性を証する書面の提出を直接受けるとされている点についても賛成である。 前述の卸元事業者の主体的な役割からすれば、このような直接の確認の形式は維持されるべきであり、簡易な形式による確認を認めることは避けるべきである。 なお、役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数に関し、一時答申（案）においては、卸提供の番号数を50番号以下とされることが検討されているが、前述の卸元事業者の主体的な役割からすれば、かかる番号数はできる限り少なくするべきである。 【個人6】		

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見10 ● いわゆる「飛ばし携帯」について厳罰を科すべき。		
○ 昔から、飛ばしの携帯を用いた特殊詐欺などが問題になっているが、昨今の特徴としては、経営・管理ビザで日本に来た外国人が、特殊詐欺用の飛ばしの携帯を入手するために、会社を大量に設立したり、休眠会社を安くで買収したりしている。 また、フリマサイトやオークションサイトなどでは、個人にも電話番号を求めているところ、そうした飛ばしの携帯を用いて会員登録をして、偽物や不良品などを販売し、個人間取引であることで返金を逃れる手法なども見られる。 今後も飛ばしの携帯を用いた犯罪は無くならないと思うが、少なくとも道具を調達した者、飛ばしの携帯で犯罪を犯した者などを厳罰に処せるようにし、執行猶予を付けない有罪のみとしたり、最高刑に極刑を用意すべきだと考える。 特殊詐欺に遭い、長年コツコツ貯めてきた財産を失った高齢者の悲しみといえは無いのである。他人の人生を台無しにしたのであるから、そうした犯罪に関わった人物にも全額弁済させるとともに、弁済額に応じて執行猶予のない有罪から極刑とすべきだと考える。 【個人2】	○ 本一次答申（案）は、電気通信番号の犯罪利用への対策として、電気通信事業法における電気通信番号制度に着目し、同制度の見直しの方向性についてとりまとめを行ったものです。 各法令の規律については、その法令の趣旨等に鑑みて刑事罰等が規定されていると考えます。	無
意見11 ● 犯罪防止強化のため、積極的に詐欺対策を実施すべき。		
○ 犯罪を防止する為の諸施策に対して、欧州各国の積極的な取り組みに対しては、本国の慎重が後手に過ぎると感じます。 一般市民の求める犯罪防止強化に対して、先ずは積極に取り組む姿勢を見せる事が、犯罪防止に必須であり不可欠です。 【個人4】 ○ 今、携帯電話に詐欺電話と思う電話が来ました。番号は080-080-他。今までに20件以上かかって来ます。電話番号を消費者に与える事は、各電話会社に任せていると以前聞きました。毎日 新聞には詐欺に騙されて多額のお金を取られた記事が掲載されています。詐欺をゼロにする日本の対策を	○ 本一次答申（案）は、電気通信番号の犯罪利用への対策として、電気通信事業法における電気通信番号制度に着目し、同制度の見直しの方向性についてとりまとめを行ったものです。 特殊詐欺に関しては、これまでも、関係行政機関や事業者等により対策が講じられているところであり、今後も、積極的に対策に取り組んでいくべきであると考えます。	無

意見	考え方	修正の有無
金をかけても実施すべきです。AIが進んでいるならそれを活用して詐欺無し世の中にしましょう 【個人5】		